

平成 26 年 7 月 4 日 (金)

第 3 回 上田市子ども・子育て会議

【資料 1】

上田市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域」の設定について

1 提供区域とは

市町村は、子ども・子育て支援法第61条により、子育て支援事業計画において国が定める基本指針に即して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子育て・子育て支援事業に関する提供区域を定めることとされている。

この提供区域ごとに、どの位の需要量（必要とする量の見込み）があるのか、どのようにサービスを確保するのか（提供体制の確保の内容）、その確保をいつまでに行うのか（実施時期）を示さなければならないとされている。

●子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」といふ。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 (省略)
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2 提供区域設定に関する国の考え方（基本指針）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針案（第三-ニ-1 教育・保育提供区域の設定に関する事項）

- ① 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ② 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- ③ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ⑤ 小学校就学前の子どもの区分（法十九条第1項各号）ごと、地域子育て・子育て支援事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することができる。

教育・保育施設及び地域型保育事業		給付対象年齢
法十九条1項一号	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭＞	3～5歳
法十九条1項二号	2号認定（幼稚園） ＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
	2号認定（認定こども園及び保育所） ＜共働き家庭＞	3～5歳
法十九条1項三号	3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育事業） ＜共働き家庭＞	0歳、1・2歳

●子ども・子育て支援法

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3 上田市の教育・保育施設及び地域型保育事業の提供区域（案）について

（1）提供区を設定すべき施設又は事業

教育・保育施設	地域型保育事業
<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none">・小規模保育（定員6～19人）・家庭的保育（定員5人以下）・居宅訪問型保育・事業所内保育（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）

（2）当市における区域設定にあたって検討すべき内容

- ① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか。
- ② 教育・保育施設の提供体制が確保しやすい範囲であるか。

（3）教育・保育提供区域（案）について

提供区域	考え方
上田・丸子・真田・武石の 4地域	<ul style="list-style-type: none">・計画期間内における教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域として適正である。 (市内全域で設定した場合、各地域における需給状況が見えにくい)・各地域の教育・保育施設等の設置状況に偏りがない。・設定した区域外への通園等が妨げられるものではなく、あくまでも計画における需給調整に係る区域設定である。

4 上田市の地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針案により、地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定については、教育・保育事業と共通の区域とすることが基本とされているが、実際の利用実態に応じて事業ごとに設定することができるとされていることから、事業の実施状況等を踏まえて次のとおり設定したい。

事業区分	区域の設定	考え方
①利用者支援事業【新規】	市内全域	必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、利用可能なすべての施設のサービスの利用調整、情報集約ができるよう「市内全域」とする。
②地域子育て支援拠点事業	市内全域	本事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提供する事業であることから「市内全域」とする。
③妊婦健康診査	市内全域	健診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とする。
⑤養育支援訪問事業	市内全域	児童相談所や保健所、医療機関などとの連携が必要不可欠であり、全市的な情報を元に迅速な対応が求められることから「市内全域」とする。
⑥子育て短期支援事業	市内全域	一時的な不定期の、養育・保護を実施する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とする。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	子育ての相互援助活動を行う事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とする。
⑧一時預かり事業	4区域 (上田・丸子・ 真田・武石地域)	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域と同一の設定が好ましいことから、「上田・丸子・真田・武石の4区域」とする。
⑨延長保育事業	4区域 (上田・丸子・ 真田・武石地域)	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域と同一の設定が好ましいことから、「上田・丸子・真田・武石の4区域」とする。

⑩病児保育事業	市内全域	本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関との連携が必要不可欠なことから、事業を円滑に実施するため、「市内全域」とする。
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区	放課後児童クラブは、通学している小学校から直接利用する施設であり、他の小学校区の放課後児童クラブを利用することはないため、「小学校区」とする。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	—	実施予定なし。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	—	実施予定なし。